

令和2年第2回安城市議会定例会請願文書表

令和2年6月4日

番 号	請 願 第 2 号	受理年月日	令和2年5月25日
件 名	安城市自治基本条例における「市民(住民)」の限定条件を条例本文に入れる請願		
提 出 者	杉 浦 正 敏		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>安城市自治基本条例審議会の令和2年2月26日付の「答申書」にこのように書いてあります。参考資料 逐条解説改正イメージ</p> <p>①市民の定義に関して第3条（定義）解説からです。</p> <p>現行からの改正イメージが対比してあります。ここから、改正イメージの中の新たに追加されている部分を一部転載します。</p> <p>「なお、この条例は市民参加と協働によるまちづくりを進めることを趣旨としており、『活動』の中には、公序良俗に反するものや、単に市域を通過する、友人宅を訪問する等、およそまちづくりに関連しない突発的又は一時的なものは含まれません」とあります。</p> <p>現在、自治基本条例が設置されている地方自治体は、ある調査では、全国で約390、全自治体の20%くらいでしょうか。ここから地域が偏らないように、何例か確認しました。わかったのは、市民、住民の定義の中、つまり条文そのもののなかに、当市が逐条解説の案として提示したような内容を、例外なく織り込み、厳格な対応をしているということでした。まずは、当市がこのような限定を行うことを評価はします。しかし、条文そのものではなく、解説に織り込むため、法的な効力はないと考えます。しかも対応が少し遅いのではないかと感じます。議員さんの中には、このような限定を行うようにと、市側にすでにかなり前から伝えている方がいらっしゃると聞きました。10年ほど前のことでしょうか。</p>		
	<p>請願事項</p> <p>市民（住民）の定義に関する上述の「限定」案を、条例そのものの中に入れ、実効力あるものとしていただきたい。市長の選挙公約という背景もあります。</p>		